ベネフィットプラン
－賠償責任補償－ 自動付帯

（幹事保険会社）
損保ジャパン日本興亜
（非幹事保険会社）東京海上日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和

特徴

1 フリーランス特有の賠償リスクに備えた幅広い補償を実現

2 身体障害や財物損壊を伴わない経済損失などの業務過誤による賠償も補償
（情報漏えい、納品物の瑕疵、著作権侵害、偶然な事故による納期遅延が対象）

3 フリーランスの賠償資力の確保を通して発注者・利用者にも安心を提供

保険金をお支払いする主な場合

一般会員（以下、被保険者）がフリーランスとしての業務（日本国内で行う業務にかぎります。）の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を支払限度額の範囲内で次の①、②の保険金を支払います。
①法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償金
②損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等）によって生じた費用で、保険会社（損保ジャパン日本興亜）が妥当かつ必要と認めたもの

ある日突然、賠償事故が起きたら
あなたはどうしますか？

お支払例

業務遂行中の補償

- 自転車で配達中に通行人とぶつかり、ケガをさせてしまう。
- 育児代行等において、預かった子どもにケガをさせてしまう。
- 家事代行等において、食器等の家財・備品を壊してしまう。
- うっかり業務上知りえた個人情報を第三者に話してしまい、周囲に噂が広まってしまう。（人格権侵害）

業務結果（PL責任）の補償

- 利用者に飲食物を提供した結果、食中毒が発生。
- 納品物に欠陥があり、第三者にケガをさせてしまう。

受託財物の補償

- 依頼先やコワーキングスペース等の借用施設の壁や設備を誤って壊してしまった。
- 預かっていた第三者の財物を誤って壊してしまった。

身体障害や財物損壊が発生しないような業務過誤の補償

＜情報漏えい＞
- 納品したシステムに瑕疵があり、発注先の個人情報が流出した。
- フリーランスのパソコンがウイルスに感染し、企業情報が漏えいし、発注者に営業損失が発生。

＜著作権侵害＞
- 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用にあたるとされ、第三者から損害賠償請求を受ける。
- 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用であるとして、発注者に営業損失が発生。

＜納品物の瑕疵＞
- データ入力業務を受注したが、商品の発注数等の入力を誤ってしまったことによる営業損害額が発生。
- 納品したシステムに不具合が生じ、システムの使用不能期間の代替手段に要する費用が発注者に発生。

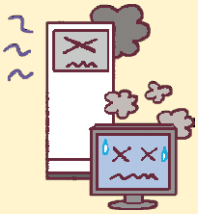

＜偶然な事故による納期遅延＞
- フリーランスの入院による納期遅延のため、発注者の業務開始が遅延し、発注者に営業損害が発生。
- フリーランスの職場が罹災し、納期に間に合わなかったため、発注者から損害賠償請求を受ける。

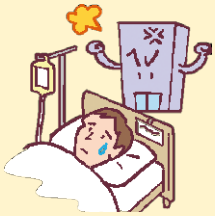

支払限度額

補償内容	①損害賠償金	②争訟費用	①＋②	自己負担額
	一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中限度額	
業務遂行中の補償	1億円		無制限	0円（なし）
業務結果（PL責任）の補償	1億円		10億円	
受託財物の補償	1,000万円		10億円	
業務過誤の補償 （情報漏えい、納品物の瑕疵、著作権侵害、偶然な事故による納期遅延）	1,000万円		10億円	

※当協会は、保険会社との保険契約に基づき、当協会の一般会員に対して補償を提供します。
※期間中限度額は、保険会社が補償内容ごとに支払う支払限度額であるため、業務遂行中の補償を除いて、当協会の一般会員に対する支払限度額は全ての一般会員を合算して10億円を限度に支払われます。

支払対象となる事故

フリーランス業務の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故

※フリーランス業務とは、一般会員が個人もしくは自らが代表を務める法人として行う業務をいい、他の法人に所属して行う業務を含みません。
※複数名のフリーランスが共同で行う業務や個人・法人を問わず複数名の役員・従業員が従事している企業の業務は、その業務に関わる全ての役員・従業員・フリーランスが一般会員となる必要があります。

補償対象期間について

フリーランスが当協会から入会を承認された月の翌月15日午前0時以降に発生した事故が補償対象となります。
なお、賠償補償の内容は、当協会と保険会社との保険契約に基づき確定するため、次年度（2018年8月15日午後4時）以降、変更になる可能性があります。

補償開始イメージ

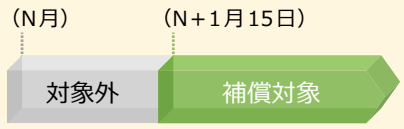

（例）7月中に入会の場合、8月15日から補償開始

保険金がお支払いできない主な場合（免責事項）

①被保険者の故意によって生じた賠償責任
②以下の専門的職業行為に起因する賠償責任
・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任　など
③施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
④自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の運行に起因する賠償責任
⑤生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
⑥貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失しもしくは盗取されたことに起因する賠償責任
⑦被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任
⑧業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
⑨通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
⑩業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任
⑪保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
⑫予め設定した遡及日（保険証券記載の遡及日をいいます。）より前に生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害
⑬サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害　など

万一、事故が発生したら

損害賠償を負うと思われる事故が発生した場合は、当協会の会員ページに掲載されている事故通知書にご記入のうえ、ただちに損保ジャパン日本興亜保険サービス・団体職域部へご提出ください。
その後、報告を受けた損保ジャパン日本興亜がご連絡しますので、ご相談をいただきながらご自身で被害者との示談交渉を行うこととなります。事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

報告していただく事項　1 事故発生の日時・場所　2 事故の原因・状況　3 被害を受けた方の住所・氏名　など

※保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。